

大阪市規則第66号

大阪市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和36年大阪市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(保険料率の告示) 第15条 市長は、条例第14条第1項、 <u>第14条の2の5第1項及び第14条の6</u> の規定により保険料率を決定したときは、速やかに告示するものとする。	(保険料率の告示) 第15条 市長は、条例第14条第1項、 <u>第14条の2の6第1項及び第14条の6第1項</u> の規定により保険料率を決定したときは、速やかに告示するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。